

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業所が休業し、労働時間が減少したことにより離職された方の取扱いについてお知らせします。

令和4年5月1日以降に、以下の理由により離職された方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けないこととしました。

＜「特定理由離職者」となる方＞

新型コロナウイルス感染症の影響により事業所が休業（※）し、概ね1か月以上の期間、労働時間が週20時間を下回った、または下回ることが明らかになったことにより離職した方

（※）部分休業の場合も含み、また、休業手当の支払いの有無を問いません。

なお、シフト制労働者（勤務日数や時間がシフトにより決定される労働者）の方については、新型コロナウイルス感染症の影響によりシフトが減少し（労働者が希望して減少した場合は除きます。）、概ね1か月以上の期間、労働時間が週20時間を下回った、または下回ることが明らかになったことにより、令和3年3月31日以降に離職した場合は「特定理由離職者」となります。